

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(変更)

			資料番号	28	担当課	薬務衛生課
法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	根拠条項	159の10-4	不利益処分の種類	販売従事登録の消除	
<p>○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 (販売従事登録の消除) 第百五十九条の十</p> <p>4 登録販売者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり登録販売者の業務の継続が著しく困難になったときは、遅滞なく、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出るものとする。</p> <p>5 都道府県知事は、登録販売者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を消除しなければならない。</p> <p>一 第一項又は第二項の規定による申請がされ、又は、登録販売者が死亡し、若しくは失踪そのの宣告を受けたことが確認されたとき</p> <p>二 法第五条第三号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき</p> <p>三 偽りその他不正の手段により販売従事登録を受けたことが判明したとき</p>						